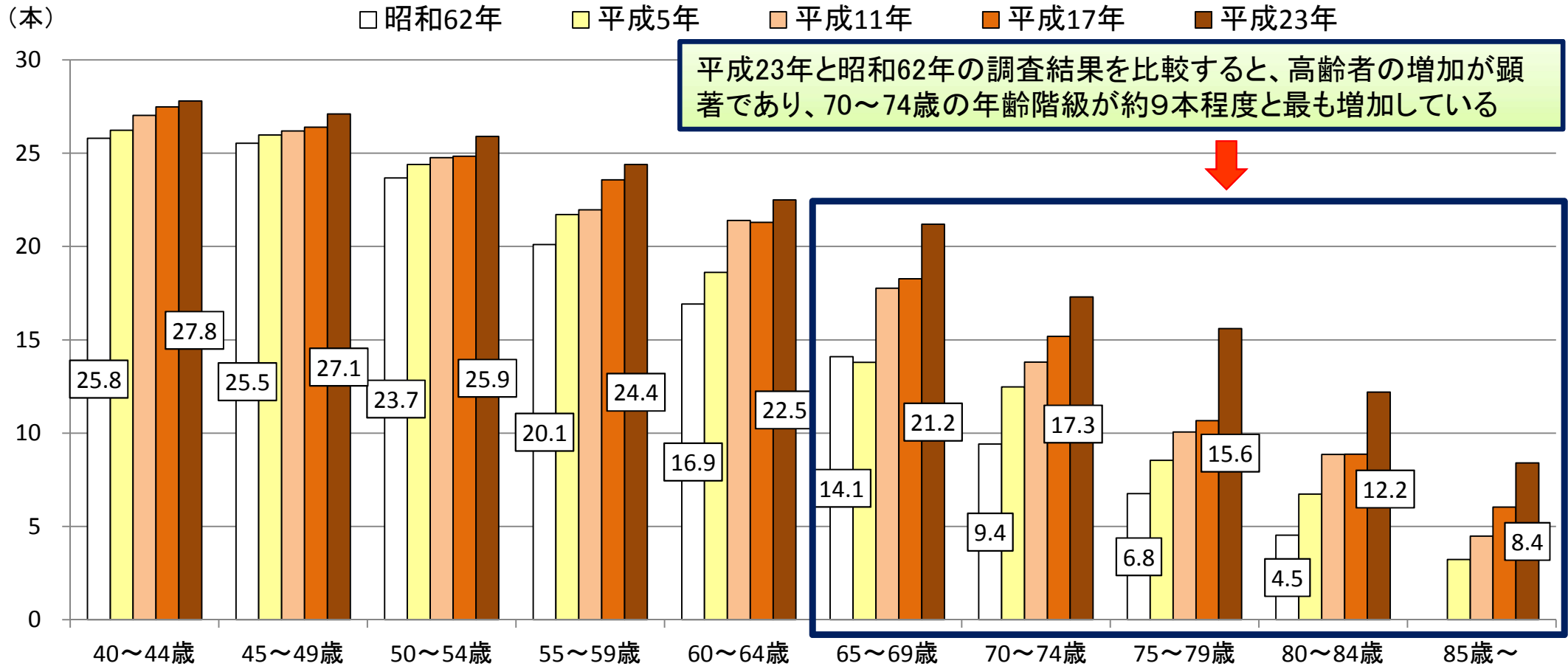


歯科医療を取り巻く状況

年齢階級別の一人平均現在歯数の推移

◇各調査年を比較すると、年齢階級別の一人平均現在歯数は増加傾向にあり、特に高齢者における増加が顕著である。

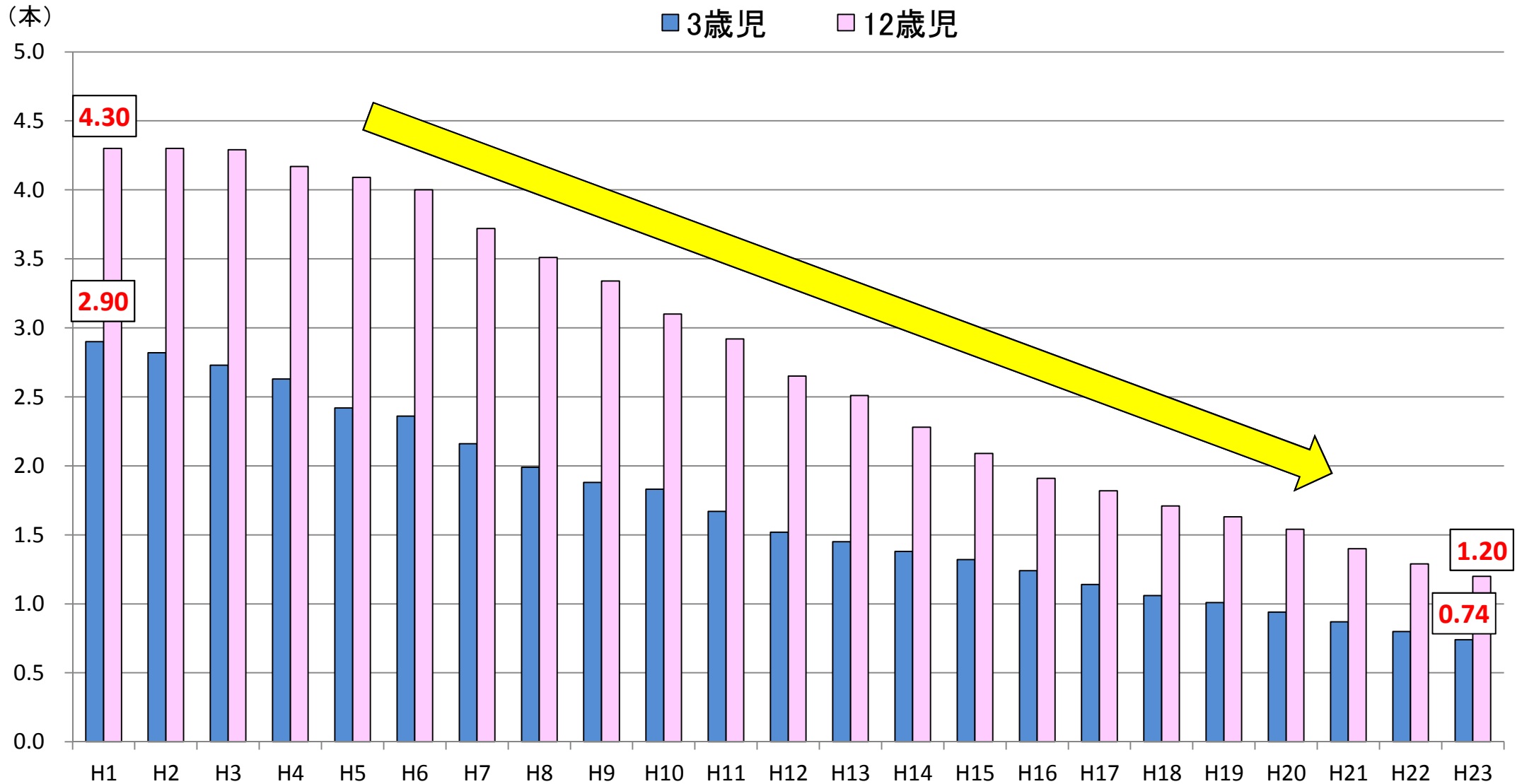


平成23年と昭和62年の調査結果を比較すると、高齢者の増加が顕著であり、70~74歳の年齢階級が約9本程度と最も増加している

* 昭和62年の80-84の年齢階級は参考値
(80歳以上で一つの年齢階級としているため)

3歳児、12歳児の一人平均むし歯数の年次推移

- ◇3歳児の一人平均むし歯数は、2.90本(H1)→0.74本(H23)へと大きく減少。
- ◇12歳児の一人平均むし歯数は、4.30本(H1)→1.20本(H23)へと大きく減少。

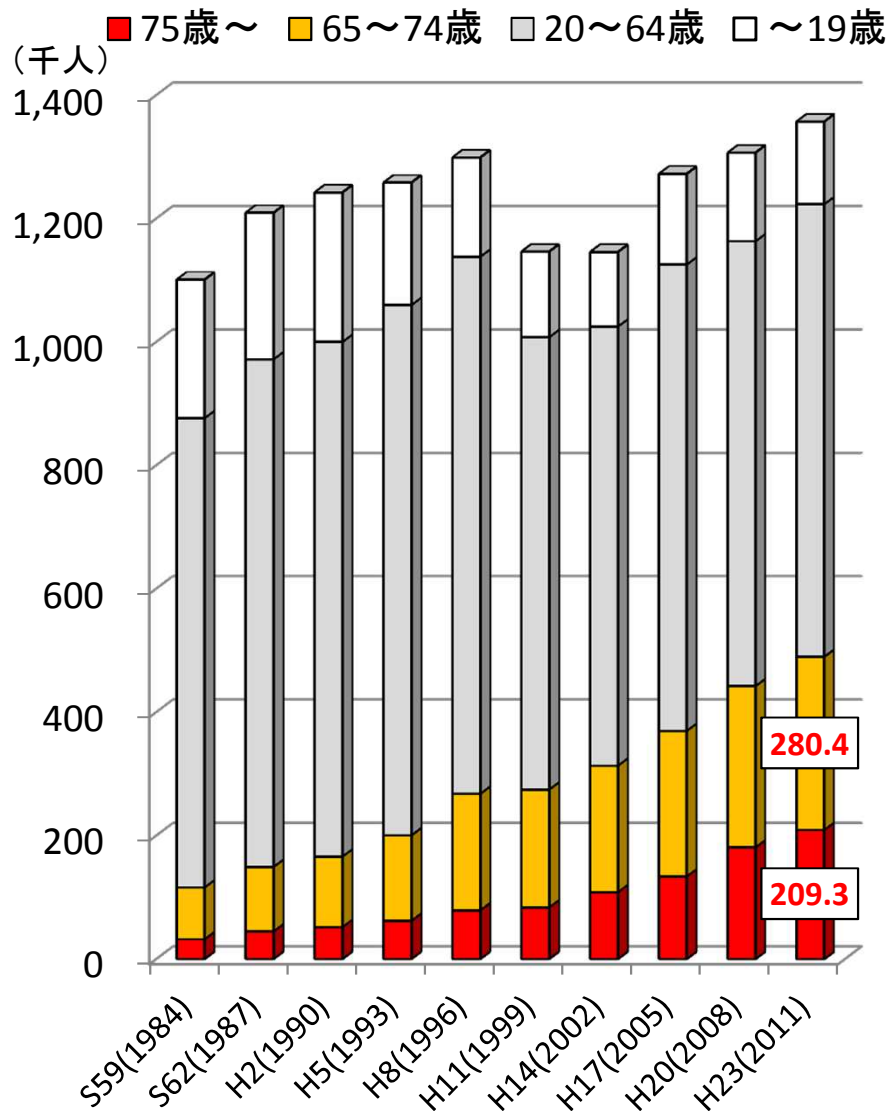


3歳児：母子保健課・歯科保健課調べ、12歳児：学校保健統計調査(文部科学省)

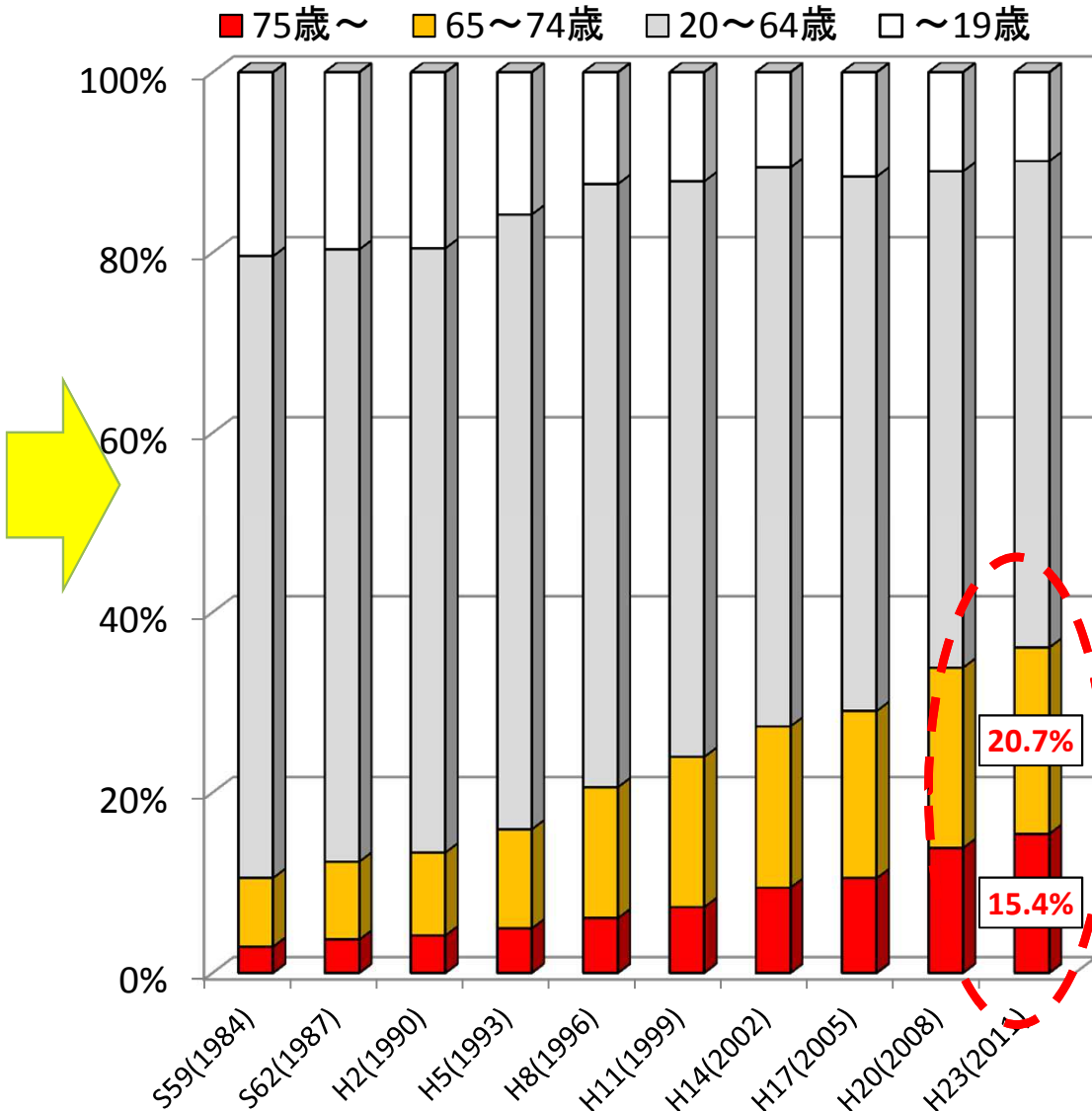
年齢(4区分)別の歯科診療所の患者数と割合

◇高齢化の進展に伴い、高齢者の歯科受診患者は増加しており、歯科診療所の受診患者の3人に1人以上が65歳以上。

年齢(4区分)別の歯科診療所の推計患者数の年次推移



歯科診療所の推計患者数の年齢別構成割合の年次推移

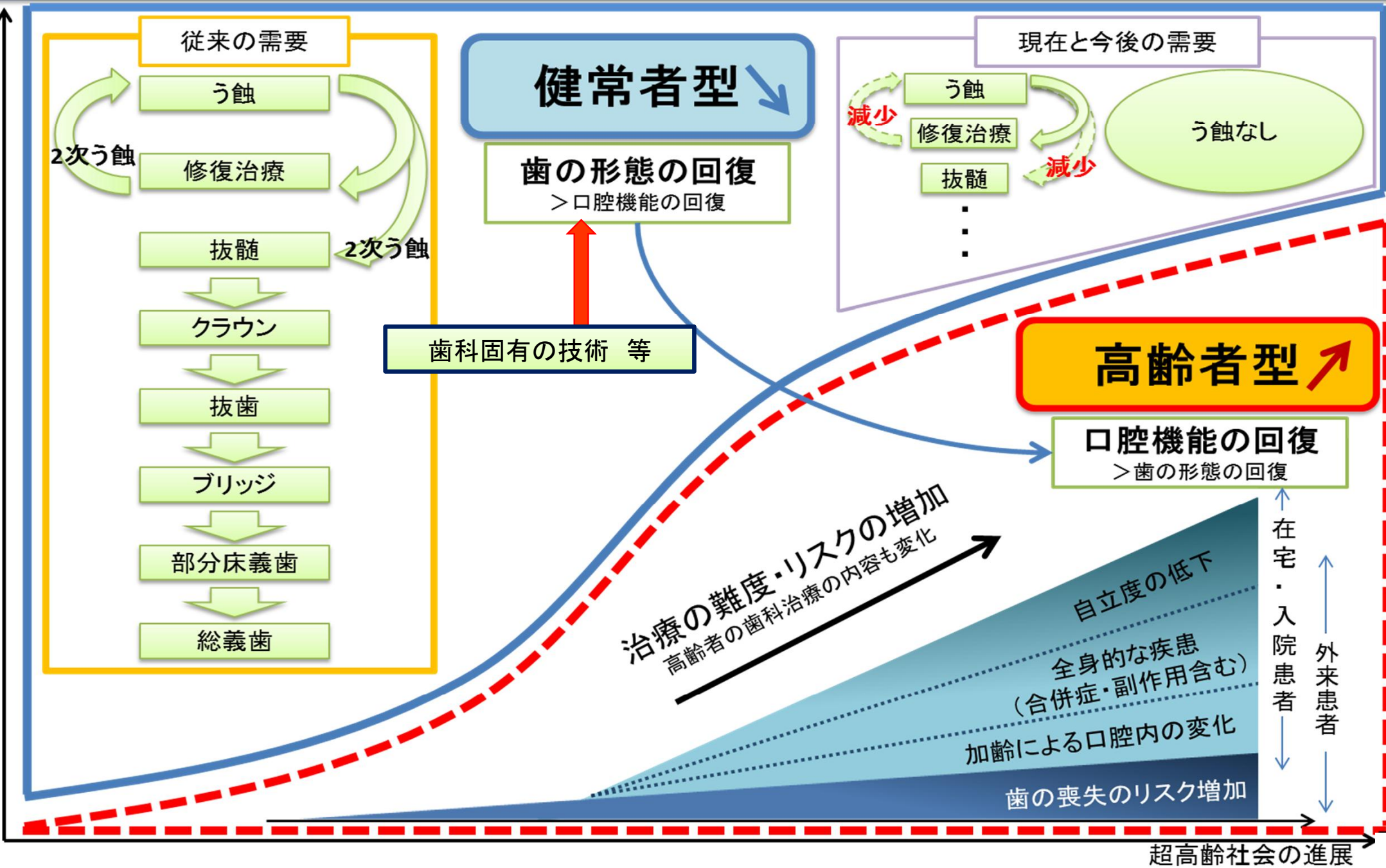


注) 全国の歯科診療所を受診する1日当たりの推計患者数(左表)と全患者数を100%とした場合の割合(右表)

出典: 患者調査

歯科治療の需要の将来予想 (イメージ)

歯科治療の需要



歯科口腔保健の推進に関する法律の概要

- 口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- 国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効

国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」）の推進に関する施策を総合的に推進

基本理念

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

責務

- ①国及び地方公共団体、②歯科医師、歯科衛生士等、③国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④国民について、責務を規定

歯科口腔保健の推進に関する施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等



実施体制

基本的事項の策定等

国：施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を策定・公表
都道府県：基本的事項の策定の努力義務

口腔保健支援センター

都道府県、保健所設置市及び特別区が設置〔任意設置〕
※センターは、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施等の支援を実施

※国及び地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

加齢による口腔機能の変化のイメージ

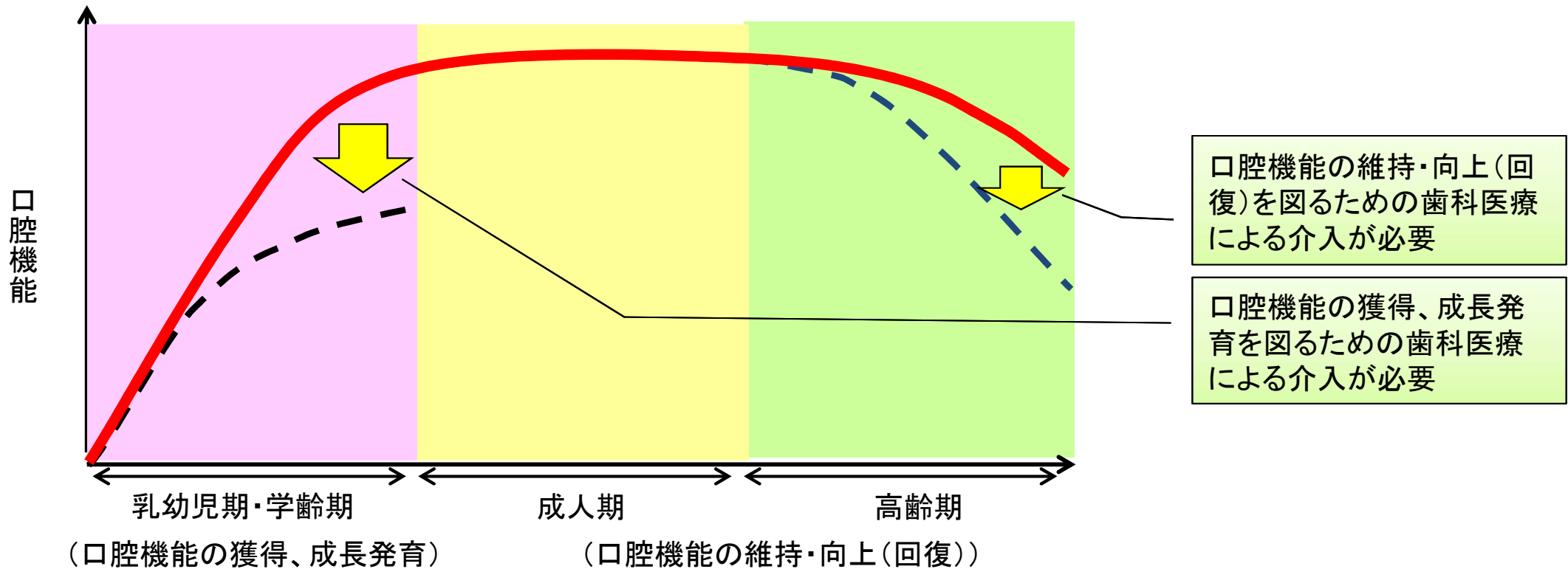
【歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)第12条第1項の規定に基づく基本的事項】

第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

三 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等のQOL(生活の質)の向上を図るためには、口腔機能の維持・向上が重要である。

高齢期においては、摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすく、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期(高等学校を含む。)にかけて、良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能を獲得し、成人期・高齢期にかけて口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要である。



- : 乳幼児期・学齢期に適切な口腔機能(咀嚼機能等)を獲得し、成人期に至った後、加齢に伴い(機能)低下していくイメージ
- - - : 乳幼児期・学童期に、歯科疾患や口腔機能の成長発育の遅れ等を生じ、歯科医療による介入が行われないイメージ
- - - : 高齢期に、歯科疾患や全身疾患に伴う口腔(内)症状(合併症)等を生じ、歯科医療による介入が行われないイメージ

平成26年度歯科診療報酬における対応①

在宅歯科医療の推進等

- 訪問歯科診療のうち、在宅療養を行っている患者に対する訪問を中心に実施している歯科診療所の評価

(新) 在宅かかりつけ歯科診療所加算 100点 (歯科訪問診療1の加算)

[施設基準] 歯科診療所で実施される直近3か月の歯科訪問診療の実績が、月平均5人以上であり、そのうち少なくとも8割以上が歯科訪問診療1を算定していること。

- 在宅歯科医療における医科医療機関と歯科医療機関の連携に係る評価

(新) 歯科医療機関連携加算 100点【医科点数表】

(診療情報提供料の加算)

・在支診又は在支病の医師が訪問診療を行った栄養障害を有する患者について、歯科訪問診療の必要があり、在宅療養支援歯科診療所に対して情報提供を行った場合の評価

- 歯科訪問診療2の見直し及び歯科訪問診療3の新設等

(現 行)				(改定後)			
		同一の建物に居住する患者数		同一の建物に居住する患者数			
		1人	2人以上	1人	2人以上9人以下	10人以上	
患者1人につき診療に要した時間	20分以上	歯科訪問診療1 【850点】	歯科訪問診療2 【380点】	歯科訪問診療1 【866点】	歯科訪問診療2 【283点】		
	20分未満	歯科初・再診料 【218点、42点】		歯科訪問診療3 【143点】			

※改定後の点数は消費税対応分を含む

平成26年度歯科診療報酬における対応②

周術期口腔機能管理の充実等

- 周術期口腔機能管理が必要な患者における医科医療機関から歯科医療機関連携に係る評価

(新) 歯科医療機関連携加算 100点【医科点数表】※再掲 (診療情報提供料の加算)

- ・歯科を標榜していない病院で、手術の部の第6款(顔面・口腔・頸部)、第7款(胸部)及び第9款(腹部)に掲げる悪性腫瘍手術、第8款(心・脈管(動脈及び静脈は除く。))の手術若しくは造血幹細胞移植を行う患者について、手術前に歯科を標榜する保険医療機関に対して情報提供を行った場合の評価

- 周術期口腔機能管理を実施した患者に対する手術料の加算の新設等、周術期口腔機能管理の充実

(新) 周術期口腔機能管理後手術加算 100点【医科、歯科点数表】 (手術料の加算)

- 【医科点数表】歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後1月以内に、第6款(顔面・口腔・頸部)、第7款(胸部)及び第9款(腹部)に掲げる悪性腫瘍手術又は第8款(心・脈管(動脈及び静脈は除く。))を全身麻酔下で実施した場合
- 【歯科点数表】周術期口腔機能管理料(Ⅰ)(手術前)又は(Ⅱ)(手術前)の算定後1月以内に、悪性腫瘍手術を全身麻酔下で実施した場合

周術期口腔機能管理料(Ⅰ:主として外来) 手術前 190点 → 280点

周術期口腔機能管理料(Ⅱ:入院中) 手術前 300点 → 500点

平成26年度歯科診療報酬における対応③

歯科診療で特別な対応が必要な者に対する歯科医療の充実

▶ 歯科診療特別対応連携加算の施設基準の見直し

【施設基準】歯科診療特別対応加算を算定した月外来患者数 20人 → **10人**

各ライフステージに応じた対応等

▶ 小児期(正常な口腔機能の獲得・成長発育に関する評価)

(新) **小児保隙装置 600点**(クラウンループ、バンドループ)

▶ 成人期以降(口腔機能の回復、維持・向上に関する評価)

(新) **歯科口腔リハビリテーション料1**

1 有床義歯の場合 イ ロ以外の場合 **100点**

ロ 困難な場合 **120点**

2 舌接触補助床の場合 **190点**

※有床義歯又は舌接触補助床に関する調整・指導等の評価。従前の評価について一部簡素化等を実施

▶ 臨床の実態や患者の意向を踏まえた評価の見直し

✓ 有床義歯管理料の評価体系の見直し及び簡素化

有床義歯管理料(新製有床義歯管理料)150点

→ **新製有床義歯管理料** イ ロ以外の場合 **190点** ロ 困難な場合 **230点**

※有床義歯管理料の加算については新製有床義歯管理料に包括化

✓ 歯科疾患管理料の文書提供要件見直し

→ **患者又はその家族が、管理計画書に「文書提供が次回来院以降不要」である旨の内容を記載した場合は、4月に1回以上文書提供を必要としない。**



(クラウンループ)

在宅高齢者への歯科保健医療対策の推進

<在宅高齢者に対する歯科保健医療推進の必要性及び課題>

- ☆ **89.4%**の者が「何らかの歯科治療または専門的な口腔ケアが必要」である一方、実際に歯科治療を受診した者は、**26.9%**※1
- ☆ また、在宅歯科医療サービスを実施している歯科医療機関は少ない。
(居宅で実施：**約14%**、施設で実施：**約13%**) ※2
- ☆ 歯科訪問診療を受診する患者は、**基礎疾患を有する患者が大部分であり、治療には専用の医療機器が必要など、通常の外来診療と比較して負担が大きい。**



(参考) 在宅歯科医療に必要な医療機器の例



ポータブルユニット(注水、唾液吸引等)



ポータブルX線撮影装置

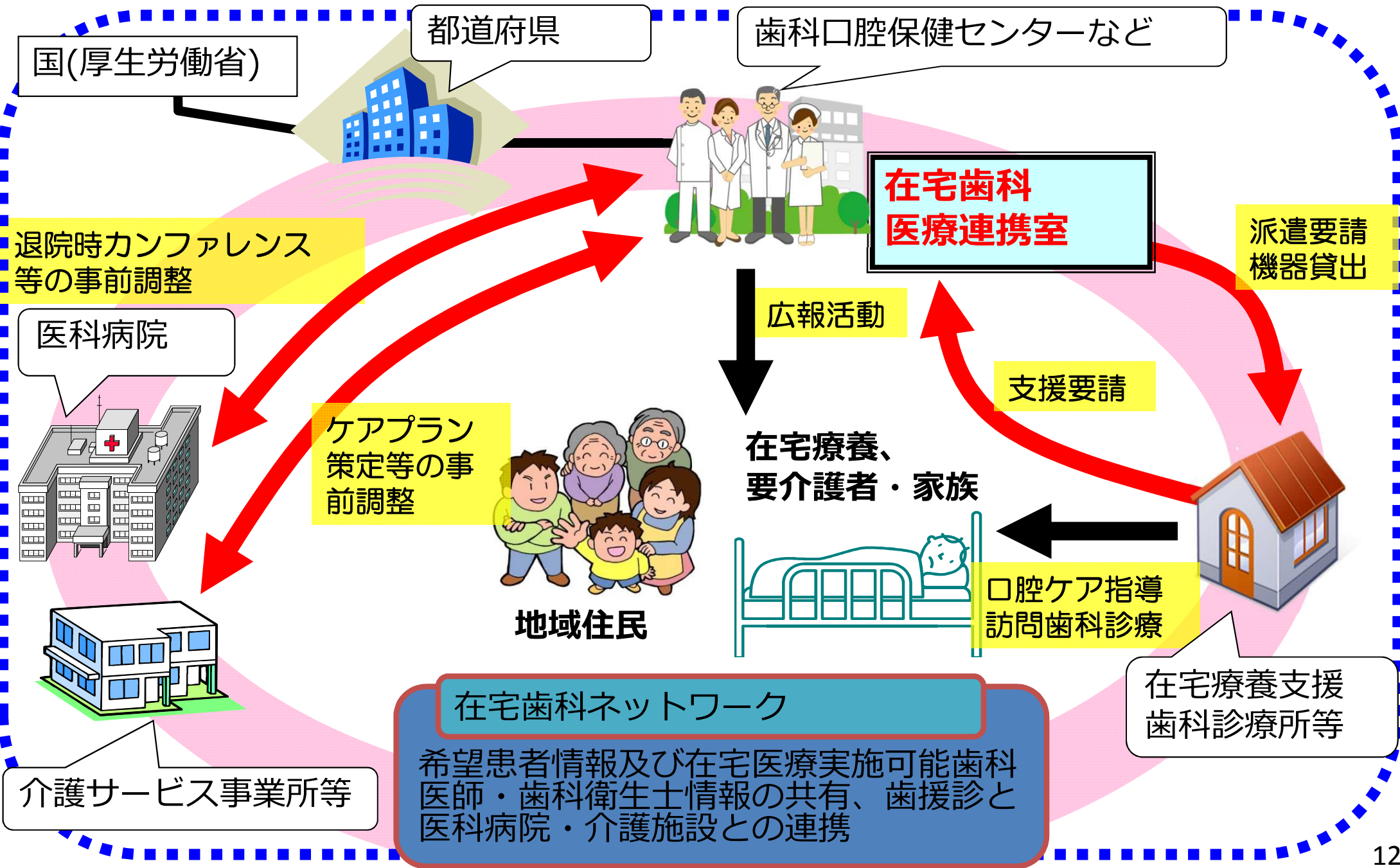
実施開始年度	事業内容	事業内容	実績 (H25年度 交付決定)
平成20年度	歯の健康力推進歯科医師等養成講習会	講習会 在宅歯科医療、口腔ケア等を推進する歯科医師、歯科衛生士の養成講習会	4会場 181名修了
平成22年度	在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療に必要な機器整備 上記講習会を修了した歯科医師で、歯科医療機関の開設者に対する在宅歯科医療機器の補助制度	2県 2施設
平成22年度	在宅歯科医療連携室整備事業	窓口設置 医科・介護等との連携窓口、在宅歯科医療希望者の窓口、在宅歯科医療に関する広報、在宅歯科医療機器の貸出しなどを行う在宅歯科医療連携室の整備事業	29道府県
平成24年度	在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業	口腔ケアに必要な機器整備 在宅介護者へ歯科口腔保健の知識等の普及推進を図るため、在宅歯科医療を実施する口腔保健センターや歯科診療所に口腔ケアに必要な医療機器等を整備する。	13都県 77施設

H26年度から「新たな財政支援制度」へ移行

※1 平成14年度「情報ネットワークを活用した行政・歯科医療機関・病院等の連携による要介護者口腔保健医療ケアシステムの開発に関する研究」 11
 ※2 平成23年医療施設調査

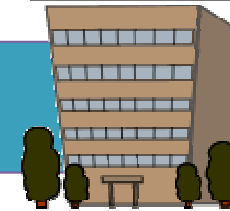
在宅歯科医療連携室設備整備事業

平成26年度予算から
新たな財政支援制度へ移行



口腔保健推進事業

平成26年度予算 106,360千円
(92,267千円)



補助対象：都道府県、保健所を設置する市及び特別区

ア) 口腔保健支援センター設置推進事業

平成26年度予算 47,789千円 (47,677千円)

口腔保健支援センターとして、歯科口腔保健の推進に関する法律第7条から第11条までに規定される施策を実施するための行政機能に対して、運営に必要となる経費に補助する事業

イ) 歯科保健医療サービス提供困難者への 歯科保健医療推進事業

平成26年度予算 41,833千円 (26,390千円)

障害者・高齢者施設の入所者に対する定期的な歯科検診や施設職員に対する指導等の運営に必要となる経費に補助する事業

ウ) 障害者等歯科医療技術者養成事業

平成26年度予算 10,913千円 (10,633千円)

障害者等に対する歯科医療を実施している医療機関において、当該受診者の状態に応じた知識・技術を有する歯科医師・歯科衛生士を育成するための実習等の運営に必要となる経費に補助する事業

エ) 医科・歯科連携等調査実証事業

平成26年度予算 5,825千円 (7,567千円)

医科・歯科連携のための地域の協議会や連携の安全性や効果等を普及させるための取組の運営に必要となる経費に補助する事業

※ アの事業を実施するには、イ、ウ、エの事業のいずれかを実施すること。
イ、ウ、エのそれぞれの事業は、アの事業を実施しなくても実施することが可能。